→ 取付可否の判断 申請書の提出	事業の流れ	者に取付作業を依頼します。	金はご負担いただき、委託業	い世帯に対して、取付金具代	自分で転倒防止対策のできな	町では、平成24年度から、	できます。	被害をほとんどなくすことが	強をすることで、揺れによる	家具の固定と家屋の耐震補	壊によるものでした。	具などの転倒落下や家屋の倒	亡やけがの原因の約8割が家	阪神・淡路大震災では、死	で に 事業の	
・その	固	ĦŢ	⑦ 盐	ま	吕	-1 ×	±	6 \$	t.	で	芯	⑤ 結	to	ふ	④ ③ ② ① 対 が廃けのけ良豊 75 老 65 条 1 1 1 1	

↓ ↓ 	委託業者の現地確認決定通知書の送付	•
Ļ	取付作業	
ţ	事業完了	•
象者		
)65歳以	以上の一人暮らし高齢	
者の	みの世帯	•
75 歳)75歳以上の高齢者のみの世	
帯		
身体	障害者手帳の交付を受	
けた	た者がいる世帯で、世帯	F
の全	全員が金具などを取り付	
けで	できない場合	
)療育	育手帳の交付を受けた者	
がい	る世帯で、世帯の全員	
が 金	金具などを取り付けでき	\bigcap
ない	い場合	
)精神	神障害者保健福祉手帳の	家
交付	交付を受けた者がいる世帯	も
で、	世帯の全員が金具など	
を取	り付けできない場合	
介護	介護保険認定台帳により要	
支援	、要介護認定を受けた	
者 が	いる世帯で、世帯の全	
員が	が金具などを取り付けで	
きな	い場合	
〕 前 6	号に掲げるもののほか、	
町長	長が必要と認める世帯	
[定箇所数	所数	
一世帯	帯につき5カ所まで。	
の他	他注意事項	
取付	取付金具代金は自己負担と	

	でしましょう 211	問い合わせ 本川総合支所住民福祉 ■ 867 ■ 867 11 ■ 11 ■		- 伊国の柱、壁などの補強はなります。 - なります。
■重いものを下の方に収納する。	τ 2	課 1 課 3	りこ	必所は



■寝ている場所の安全を確保する。

飛び出し・落下

テレト

就寝部分

7

就寝部分

転倒

就寝位置は家具の側方がよい

